

工事負担金取扱要綱の制定並びに局納付金変更のお知らせ

◎工事負担金算定区間（水道条例施行規程の改正）

令和6年4月1日施行の水道条例改正に合わせ、給水装置工事申込等に伴い配水管の新設又は改良を行う場合の工事負担金について、受益者負担の原則に基づき無料区間の廃止等の見直しを行いました。

現行		改正（令和6年4月1日申請書受付分から）	
延長区分	負担内容	延長区分	負担内容
90m以下	無料	200m以下	延長×単価×1/2
90m超～180m以下	延長×単価×1/2	200m超	延長×単価
180m超	延長×単価		

◎岡山市水道局給水装置工事申込等に伴う工事負担金取扱要綱

令和5年12月15日制定の要綱は、岡山市水道局HPに掲載していますのでご確認ください。

◎給水装置工事等に伴う照会について<令和5年12月15日以降>

工事の照会や申し込みに際しては、書面により工事負担金額を回答します。

ア 給水管引込口径及びメーター口径確定後、以下の添付資料を提出してください。

- ・写真（有効な配水管からの希望経路、引込予定位置の現地マーキング後のもの）
- ・公図（有効な配水管からの希望経路）、また要約書等があれば添付してください。
- ・水道管路図（布設希望経路を記載したもの）
- ・計画図（土地・建物）

イ 消火栓設置工事を伴う場合（消火栓設置工事のみの場合含む）

- ・写真（設置予定位置の現地マーキング後のもの、配水管の改良を伴う場合は有効な配水管からの希望経路含む）
- ・公図（設置希望位置、配水管の改良を伴う場合は有効な配水管からの希望経路含む）
また、要約書等があれば添付してください。
- ・水道管路図（設置希望位置を記載したもの、配水管の改良を伴う場合は有効な配水管からの希望経路含む）
- ・計画図（土地・建物・消火栓包含図等）

◎過去の照会案件について

ア 要綱制定以前に行われた問合せにより回答された内容は、制度改正のため令和6年4月1日以降の申請書受付分には適用されません。

イ 令和5年12月15日以降の照会に対する回答については、有効期限が回答日より1年となりますのでご注意ください。

◎給水装置設計審査・検査手数料

見直しを行いました。

現行		改正（令和6年4月1日申請書受付分から）	
口径	金額(円)	口径	金額(円)
φ 25以下	5,000	φ 25以下	5,000
φ 40～φ 50	15,000	φ 40～φ 50	15,000
φ 75	30,000	φ 75	
φ 100以上	45,000	φ 100以上	

◎分岐工事監督費（税込み）

見直しを行いました。

現行		改正（令和6年4月1日申請書受付分から）	
口径	金額(円)	口径	金額(円)
φ 25以下	5,500	φ 25以下	5,500
φ 40～φ 50	7,700	φ 40～φ 50	
φ 75以上	11,000	φ 75以上	